

番号：19a00018

国名：ペルー

担当部署：中南米部南米課

案件名：ロレト州イキトス下水道支援フェーズ2【有償勘定技術支援】

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：下水道支援
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年10月上旬から2022年9月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 2.1M/M、現地 7.0M/M、合計 9.10M/M
- (3) 業務日数：
 - ・ 第1次 国内準備 3日、現地業務 30日、国内整理 3日
 - ・ 第2次 国内準備 3日、現地業務 30日、国内整理 3日
 - ・ 第3次 国内準備 3日、現地業務 30日、国内整理 3日
 - ・ 第4次 国内準備 3日、現地業務 30日、国内整理 3日
 - ・ 第5次 国内準備 3日、現地業務 30日、国内整理 3日
 - ・ 第6次 国内準備 3日、現地業務 30日、国内整理 3日
 - ・ 第7次 国内準備 3日、現地業務 30日、国内整理 3日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しています。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：9月4日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型))>業務実施契約 (単独型) 公示にかかる応募手続き)

(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf) をご覧ください。
なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年9月20日 (金) までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ①業務実施の基本方針 16点
- ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ①類似業務の経験 28点
- ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
- ③語学力 16点
- ④その他学位、資格等 12点
- ⑤業務従事予定者によるプレゼンテーション 16点

(計 100点)

類似業務	下水道支援
対象国／類似地域	ペルー／中南米地域
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱病

6. 業務の背景

ペルー国全体の下水道普及率は 72.6% (2017 年ペルー国家統計局) であるが、同国の熱帯雨林地域は海岸地域等の他地域に比べて下水道普及率が低く、中でも熱帯雨林地域に属するロレト州は 46.2% (同) と下水道の普及が大きく遅れている。ペルーではこれまでも上下水道の整備が優先開発課題であったが、2018 年 4 月に大統領に就任したビスカラ大統領 (任期は 2021 年まで) は、大統領就任時の施政演説において上下水道整備を重点政策に挙げている。

JICA は 2008 年 12 月に「イキトス下水道整備事業」(円借款) (以下、「本事業」という。) の借款契約を調印し、ロレト州の州都であるイキトス市において、実施機関であるロレト州政府生産性インフラ公共機構 (以下、「OPIPP」という。) による下水道処理場、ポンプ場、下水管渠の建設への協力を実施してきたが (2013 年 12 月に貸付完了済)、下水管等に未完成及び瑕疵のある工事があり、本事業の開発効果が発現するに至っていない。2016 年 8 月からは、本事業により建設された施設の運営維持管理を行うロレト州上下水道公社 (以下、「SEDALORETO」という。) が運営維持管理費を確保できず、下水処理場の稼働が停止している。また、事業が未完成であることから、現時点の下水道施設の維持管理責任が建設段階の実施機関である OPIPP と運営維持管理を行うことが既定されていた SEDALORETO のどちらの機関にあるのか法的整理がなされていない。

かかる状況下、JICA は有償勘定技術支援により、現地エンジニアを備上し、現場視察頻度を引き上げ、事務所案件監理体制を強化するとともに、本部、事務所一体となり、借入人および事業実施機関等に問題の早期解決を累次にわたって申し入れてきている。また、2016 年 12 月から 2018 年 7 月まで、必要な技術支援のため専門家を派遣した。前回専門家派遣では機材劣化防止のため、限定的な流入量であっても下水処

理場を再稼働すべきこと等をペルー政府に提言した。また、施設を所有するロレト州政府に対し、施設の維持管理、雨季の下水処理場内の排水ポンプ稼働方法を指導し、現在のところ、機材の劣化は防がれている。

ペルー政府は、PPP スキームでの本事業の完成を目指す方針を定め、2019年5月、PPP スキームで事業運営者を募るための大統領令を発出した。民間からの提案受付が2019年8月に開始される。また、住宅建設衛生省（以下、「MVCS」という。）は、円借款事業で建設された下水処理場が2年以上稼働を停止していることを踏まえ、可能な範囲で下水道施設を再稼働するための法的調査および電気設備の現状調査を実施した。MVCS は具体的な再稼働計画及びその実施に必要な予算、体制等を確定するため、技術調査（Peritaje）を実施することとしている。これに伴い、MVCS、OPIPP、SEDALORETO 等はワーキンググループを形成し、下水処理場再稼働の検討を進めている。

また、ペルー政府は、国家衛生計画（Plan Nacional de Saneamiento）（2017-2021）において、独立200周年となる2021年までに「国民皆が上下水道にアクセスできること」を掲げている。他方、本事業に限らず、過去に着手した事業において、工事事業者の問題や運営主体の経営問題により事業が未完成あるいは中断している事例は多数に上っているため、大都市部においては衛生サービス管理技術機構（以下、「OTASS」という。）の介入による経営再建の取組みが実施されており、イキトスの SEDALORETO も対象となっている。ロレト州の州都であるイキトスの下水道完成、事業効果発現及び持続性回復は高い優先度が付されている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、ペルー政府が PPP スキームによる下水処理場等の事業運営者を決定するまでの間、MVCS が再稼働に向けて行うこととしている技術調査、OPIPP、SEDALORETO による下水道施設の再稼働、維持管理にかかる技術的指導・助言を行う。また、JICA による本事業の再稼働モニタリングに関する案件監理活動を支援し、技術的助言を行う。本業務の実施においては、ペルー側関係機関であるロレト州政府（OPIPP を含む）、SEDALORETO、OTASS、国家水道事業監督庁、国家水利庁、投資促進庁等とも緊密に連携した業務遂行が期待される。業務の実施場所はイキトスが中心となるものの、必要に応じてリマでの協議などに出席する。

（1）第1次国内準備（2019年10月上旬）

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ペルー政府作成の関連報告書などを参照し、本事業の情報を収集し、その概要を把握する。
- ② JICA 中南米部およびペルー事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ 現地業務工程表（案）を含む業務ワークプラン（和文）を、JICA 中南米部、ペルー事務所による確認ののち提出する。なお、業務ワークプラン（和文）は JICA ペルー事務所が西文翻訳し、MVCS、SEDALORETO、OPIPP に共有するため、翻訳に必要な期間を考慮して資料作成を行うこと。

（2）第1次現地業務（2019年10月中旬から11月中旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA ペルー事務所および MVCS に、西文翻訳した業務ワークプラン（和文）を提出し、同計画書への理解を得る。

- ② MVCS、OPIPP、OTASS、SEDALORETO から本事業に関する情報収集するとともに、本事業にかかる現地実査確認（下水処理場、ポンプ場、下水管渠、接続柵、既設排水路等）する。
- ③ MVCS が実施予定の技術調査について、調査項目の設定、コンサルタントの TOR 策定などに助言する。
- ④ MVCS、OPIPP、OTASS、SEDALORETO と調整し、下水道施設再稼働、維持管理計画（案）策定について技術的な支援をする。関係機関との協議に同席した場合は、協議議事録を作成し、JICA 中南米部およびペルー事務所に共有する。
- ⑤ 「イキトス下水道整備事業」にかかる PPP スキームの進捗状況を確認し、必要に応じて投資促進庁から情報収集する。
- ⑥ 本事業に関する JICA の案件監理に対して、必要な助言を行う。
- ⑦ 第 1 次現地業務にかかる現地業務結果報告を MVCS に対して行う。
- ⑧ 第 1 次現地業務にかかる現地業務結果を第 1 次現地業務結果報告書（和文）にまとめ、JICA ペルー事務所に対して報告する。

（3）第 1 次国内整理（2019 年 11 月下旬）

- ① 第 1 次現地業務にかかる現地業務結果報告を、第 1 次現地業務結果報告書（和文）に基づき、JICA 中南米部に対して行う。

（4）第 2 次国内準備（2020 年 1 月下旬）

- ① 第 1 次現地業務の結果を踏まえ、第 2 次現地業務のスケジュールおよび業務内容について JICA 中南米部と打合せを行う。
- ② 必要に応じて、業務ワークプラン（和文）を修正し、JICA 中南米部、ペルー事務所による確認ののち提出する。

（5）第 2 次現地業務（2020 年 2 月上旬～2 月下旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA ペルー事務所および MVCS に対して第 2 次現地業務のスケジュールおよび業務内容について説明する。上記（4）②において業務ワークプラン（和文）を修正している場合、当該業務ワークプラン（和文）についても、西文翻訳したものを MVCS に説明する。
- ② MVCS が実施する技術調査について、前回派遣時のフォローを行う。
- ③ 下水道施設再稼働、維持管理について、前回派遣時のフォローを行う。関係機関との協議に同席した場合は、協議議事録を作成し、JICA 中南米部およびペルー事務所に共有する。
- ④ 「イキトス下水道整備事業」にかかる PPP スキームの進捗状況を確認し、必要に応じて投資促進庁から情報収集する。PPP による投資前調査が実施されている場合、MVCS、投資前調査実施者などに必要に応じて技術的な助言を行う。
- ⑤ 本事業に関する JICA の案件監理に対して、必要な助言を行う。
- ⑥ 第 2 次現地業務にかかる現地業務結果報告を MVCS に対して行う。なお、当該報告に当たっては、ペルー側の理解が容易となるような報告方法で行うこと。
- ⑦ 第 2 次現地業務にかかる第 2 次現地業務結果報告書（和文）にまとめ、JICA ペルー事務所に対して報告する。

（6）第 2 次国内整理（2020 年 3 月上旬）

① 第2次現地業務にかかる現地業務結果報告を、第2次現地業務結果報告書（和文）に基づき、JICA 中南米部に対して行う。

（7）第3次国内準備（2020年7月下旬）

① 第2次現地業務の結果を踏まえ、第3次現地業務のスケジュールおよび業務内容について JICA 中南米部と打合せを行う。

② 必要に応じて、業務ワークプラン（和文）を修正し、JICA 中南米部、ペルー事務所による確認ののち提出する。

（8）第3次現地業務（2020年8月上旬～8月下旬）

① 現地業務開始時に、JICA ペルー事務所および MVCS に対して第3次現地業務のスケジュールおよび業務内容について説明する。上記（7）②において業務ワークプラン（和文）を修正している場合、当該業務ワークプラン（和文）についても、西文翻訳したものを MVCS に説明する。

② MVCS が実施する技術調査について、前回派遣時のフォローを行う。

③ 下水道施設再稼働、維持管理について、前回派遣時のフォローを行う。関係機関との協議に同席した場合は、協議議事録を作成し、JICA 中南米部およびペルー事務所に共有する。

④ 「イキトス下水道整備事業」にかかる PPP スキームの進捗状況を確認し、必要に応じて投資促進庁から情報収集する。PPP による投資前調査について、前回派遣時のフォローを行う。

⑤ 本事業に関する JICA の案件監理に対して、必要な助言を行う。

⑥ 第3次現地業務にかかる現地業務結果報告を MVCS、OPIPP、SEDALORETO に対して行う。なお、当該報告に当たっては、ペルー側の理解が容易となるような報告方法で行うこと。

⑦ 第3次現地業務にかかる第3次現地業務結果報告書（和文）にまとめ、JICA ペルー事務所に対して報告する。

（9）第3次国内整理（2020年9月上旬）

① 第3次現地業務にかかる現地業務結果報告を、第3次現地業務結果報告書（和文）に基づき、JICA 中南米部に対して行う。

（10）第4次国内準備（2021年1月下旬）

① 第3次現地業務の結果を踏まえ、第4次現地業務のスケジュールおよび業務内容について JICA 中南米部と打合せを行う。

② 必要に応じて、業務ワークプラン（和文）を修正し、JICA 中南米部、ペルー事務所による確認ののち提出する。

（11）第4次現地業務（2021年2月上旬～2月下旬）

① 現地業務開始時に、JICA ペルー事務所および MVCS に対して第4次現地業務のスケジュールおよび業務内容について説明する。上記（10）②において業務ワークプラン（和文）を修正している場合、当該業務ワークプラン（和文）についても、西文翻訳したものを MVCS に説明する。

② MVCS が実施する技術調査について、前回派遣時のフォローを行う。（調査が終

了している場合には不要)

③ 下水道施設再稼働、維持管理について、前回派遣時のフォローを行う。関係機関との協議に同席した場合は、協議議事録を作成し、JICA 中南米部およびペルー事務所に共有する。

④ 「イキトス下水道整備事業」にかかる PPP スキームの進捗状況を確認し、必要に応じて投資促進庁から情報収集する。PPP による投資前調査について、前回派遣時のフォローを行う。

⑤ 本事業に関する JICA の案件監理に対して、必要な助言を行う。

⑥ 第 4 次現地業務にかかる現地業務結果報告を MVCS に対して行う。なお、当該報告に当たっては、ペルー側の理解が容易となるような報告方法で行うこと。

⑦ 第 4 次現地業務にかかる第 4 次現地業務結果報告書（和文）にまとめ、JICA ペルー事務所に対して報告する。

（12）第 4 次国内整理（2021 年 3 月上旬）

① 第 4 次現地業務にかかる現地業務結果報告を、第 4 次現地業務結果報告書（和文）に基づき、JICA 中南米部に対して行う。

（13）第 5 次国内準備（2021 年 7 月下旬）

① 第 4 次現地業務の結果を踏まえ、第 5 次現地業務のスケジュールおよび業務内容について JICA 中南米部と打合せを行う。

② 必要に応じて、業務ワークプラン（和文）を修正し、JICA 中南米部、ペルー事務所による確認ののち提出する。

（14）第 5 次現地業務（2021 年 8 月上旬～8 月下旬）

① 現地業務開始時に、JICA ペルー事務所および MVCS に対して第 5 次現地業務のスケジュールおよび業務内容について説明する。上記（13）②において業務ワークプラン（和文）を修正している場合、当該業務ワークプラン（和文）についても西文翻訳したものを MVCS に説明する。

② MVCS が実施する技術調査について、前回派遣時のフォローを行う。（調査が終了している場合には不要）

③ 下水道施設再稼働、維持管理について、前回派遣時のフォローを行う。

④ 「イキトス下水道整備事業」にかかる PPP スキームの進捗状況を確認し、必要に応じて投資促進庁から情報収集する。PPP による投資前調査について、前回派遣時のフォローを行う。

⑤ 本事業に関する JICA の案件監理に対して、必要な助言を行う。

⑥ 第 5 次現地業務にかかる現地業務結果報告を MVCS に対して行う。なお、当該報告に当たっては、ペルー側の理解が容易となるような報告方法で行うこと。

⑦ 第 5 次現地業務にかかる第 5 次現地業務結果報告書（和文）にまとめ、JICA ペルー事務所に対して報告する。

（15）第 5 次国内整理（2021 年 9 月上旬）

① 第 5 次現地業務にかかる現地業務結果報告を、第 5 次現地業務結果報告書（和文）に基づき、JICA 中南米部に対して行う。

(16) 第6次国内準備(2022年1月下旬)

- ① 第5次現地業務の結果を踏まえ、第6次現地業務のスケジュールおよび業務内容についてJICA中南米部と打合せを行う。
- ② 必要に応じて、業務ワークプラン(和文)を修正し、JICA中南米部、ペルー事務所による確認ののち提出する。

(17) 第6次現地業務(2022年2月上旬~2月下旬)

- ① 現地業務開始時に、JICAペルー事務所およびMVCSに対して第6次現地業務のスケジュールおよび業務内容について説明する。上記(16)②において業務ワークプラン(和文)を修正している場合、当該業務ワークプラン(和文)についても、西文翻訳したものをMVCSに説明する。
- ② MVCSが実施する技術調査について、前回派遣時のフォローを行う。(調査が終了している場合には不要)
- ③ 下水道施設再稼働、維持管理について、前回派遣時のフォローを行う。関係機関との協議に同席した場合は、協議議事録を作成し、JICA中南米部およびペルー事務所に共有する。
- ④ 「イキトス下水道整備事業」にかかるPPPスキームの進捗状況を確認し、必要に応じて投資促進庁から情報収集する。PPPによる事業運営者が決定している場合には、必要に応じてMVCS、事業運営者などに技術的支援を行う。
- ⑤ 本事業に関するJICAの案件監理に対して、必要な助言を行う。
- ⑥ 第6次現地業務にかかる現地業務結果報告をMVCSに対して行う。なお、当該報告に当たっては、ペルー側の理解が容易となるような報告方法で行うこと。
- ⑦ 第6次現地業務にかかる第6次現地業務結果報告書(和文)にまとめ、JICAペルー事務所に対して報告する。

(18) 第6次国内整理(2022年3月上旬)

- ① 第6次現地業務にかかる現地業務結果報告を、第6次現地業務結果報告書(和文)に基づき、JICA中南米部に対して行う。

(19) 第7次国内準備(2022年7月下旬)

- ① 第6次現地業務の結果を踏まえ、第7次現地業務のスケジュールおよび業務内容についてJICA中南米部と打合せを行う。
- ② 必要に応じて、業務ワークプラン(和文)を修正し、JICA中南米部、ペルー事務所による確認ののち提出する。

(20) 第7次現地業務(2022年8月上旬~8月下旬)

- ① 現地業務開始時に、JICAペルー事務所およびMVCSに対して第6次現地業務のスケジュールおよび業務内容について説明する。上記(19)②において業務ワークプラン(和文)を修正している場合、当該業務ワークプラン(和文)についても、西文翻訳したものをMVCSに説明する。
- ② MVCSが実施する技術調査について、前回派遣時のフォローを行う。(調査が終了している場合には不要)
- ③ 下水道施設再稼働、維持管理について、前回派遣時のフォローを行う。関係機関との協議に同席した場合は、協議議事録を作成し、JICA中南米部およびペルー事務所

所に共有する。

④ 「イキトス下水道整備事業」にかかる PPP スキームの進捗状況を確認し、必要に応じて投資促進庁から情報収集する。必要に応じて MVCS、PPP の事業運営者などに技術的支援を行う。

⑤ 本事業に関する JICA の案件監理に対して、必要な助言を行う。

⑥ 第 7 次現地業務にかかる現地業務結果報告を MVCS に対して行う。なお、当該報告に当たっては、ペルー側の理解が容易となるような報告方法で行うこと。

⑦ 第 7 次現地業務結果について、JICA ペルー事務所に対して報告する。

(21) 帰国後国内整理 (2022 年 9 月上旬)

① 専門家業務完了報告書 (和文) を監督職員に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務ワークプラン (全体及び各派遣時)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容 (案) などを記載。

和文 2 部 (JICA 中南米部、JICA ペルー事務所へ各 1 部)

(2) 現地業務結果報告書

各派遣時及び派遣終了時。提出部数は以下のとおり。

和文 2 部 (JICA 中南米部、JICA ペルー事務所へ各 1 部)

ただし、第 7 次現地業務結果報告書 (和文) は (3) 専門家業務完了報告書をもって代えることとする。

(3) 専門家業務完了報告書 (和文 2 部)

現地派遣期間中の業務報告書 (和文) を作成し、2022 年 9 月 12 日までに JICA 中南米部及びペルー事務所に提出し、報告する。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」 (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。

航空経路は、成田/羽田⇒アトランタ/ダラス/トロント/ヒューストン/ロサンゼルス/ニューヨーク/メキシコシティ⇒リマ⇒アトランタ/ダラス/トロント/ヒューストン/ロサンゼルス/ニューヨーク/メキシコシティ⇒成田/羽田を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、

国内 M/M、渡航回数は 2。契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

現地業務到着・出発時の便宜供与あり

イ) 宿舎手配

第 1 次現地業務の到着時のみ便宜供与あり

ウ) 車両借上げ

なし

エ) 通訳備上

あり (英⇔西)

オ) 現地日程のアレンジ

第 1 次現地派遣開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供

OPIPP または SEDALORETO 内における執務スペース提供

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当 JICA 中南米部南米課 (TEL:03-5226-8547) にて配布します。

・ロレト州イキトス下水道支援専門家 業務完了報告書

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料:「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

・タイトル:「配布依頼:情報セキュリティ関連資料」

・本文:以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

① 実施時期:9月10日(火)(予定)

(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

② 実施場所:独立行政法人国際協力 JICA 内会議室

(当日 JICA へ来訪できない場合、テレビ会議システムの利用や電話会議方式を認める場合がありますので、調達部までお問い合わせください。)

③ 実施方法:

- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事予定者以外の出席は認めません。

(4) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 日本国内及び中南米地域（特にペルー）での下水道事業の知見、経験を有することが求められます。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ペルー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 180 日を超える派遣においては、公用旅券での入国が必要となります。本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014 年 10 月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上